

平成26年6月25日

第63回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第63回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成26年6月15日
告示番号 遠野市農業委員会告示第7号
会議年月日 平成26年6月25日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 別紙のとおり
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野和浩
事務局次長 阿部隆宏
副主幹兼
農業振興係長 多田清美
農地係長 村上和男

本日の案件 第63回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻 午後2時32分

議 長	<p>【開会】 ただいまから総会を進めますが、開会に先立ち遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立をお願いします。 先唱を、29番、菊池孝委員をお願いします。 （「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略） 着席願います。</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員数は27名であります。定足数に達しておりますので直ちに第63回遠野市農業委員会総会を開会します。 12番多田和敏委員、22番、齋藤春夫委員、27番君崎敬孝委員から欠席の旨の届け出があったので会長としてこれを許可したので報告します。なお、13番、綱木委員は延着です。</p>
議 長	<p>【事務事業経過報告】 つぎに、事務事業経過報告を、事務局長をして説明いたさせます。</p>
事務局長	<p>はい、議長。事務事業経過について報告いたします。 （以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略）</p>
議 長	<p>【報告事項】 次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定に係る届出案件を専決処分したので事務局長をして報告いたさせます。</p>
事務局長	<p>はい、議長。報告第1号についてご説明いたします。 （以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略）</p>
議 長	<p>ただいまの報告について質疑ありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認め質疑を終結します。</p>
議 長	<p>次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局に報告いたさせます。</p>
農地係長	<p>はい、議長。報告第2号についてご説明いたします。 （以下「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明により記載省略）</p>
議 長	<p>ただいまの報告について質疑ありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認め質疑を終結します。</p>
議 長	<p>次ぎに報告第3号、農地専門委員会で協議した事項について農地専門副委員長から報告があります。</p>
農地専門副委員長	<p>はい。17番菊池です。事業報告の中でありましたとおり、農地専門委員会が6月13日に開催いたしました。読み上げて報告に代えさせていただきます。農地専門委員会では、平成24年度から、遊休農地を解消するため農業委員が率先して遊休農地解消事業の取り組みを計画し委員賛同のもと菜の花の作付けを行い、平成24年度には約3.6ヘクタール、平成25年度には約2ヘクタール、合計約5.6ヘクタールの遊休農地を解消することができました。この実績を踏まえ、遠野市農業委員会事業計画で農地専門委員会の所掌事務執行計画登載事項に基づき、今年度の取り組みについて、検討を行うため平成26年6月13日に第2回農地専門委員会を開催したのでその内容を報告いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>1、遊休農地解消事業として平成24年度と平成25年度に実施した遊休農地解消対策の菜の花作付けについて検証を行いました。かつこ1平成26年7月15日は、岩手県農業会議が定める農地の日です。この農地の日に菜の花の一斉刈り取りを行うこととしました。ただし、今年は例年より生育が早まっているので、採取のため刈り取り時期は各地区に一任することとします。かつこ2事業を実施した農地の管理指導をすること。契約上は5年間管理することになっているので、話し合いのもと所有者が耕作するよう指導をすることとしました。</p> <p>2、平成26年度事業方針について協議の結果次のとおりとしました。かつこ1遊休農地解消のため、今年度も引き続き菜の花作付けによる手法を基本として各地区で協議をして取り組むこととしました。各町単位20a以上の解消に取り組むことを目標といたします。かつこ2解消にあつたては遠野市タフビジョン推進事業のうち耕作放棄地解消事業を活用することといたします。かつこ3、この推進事業導入にあつて、解消事業計画地が耕作放棄地リストに未登載の場合は、随時農地の利用状況調査、農地パトロールを行いリストに登載することといたします。農地パトロールの出発式を今年度も市長出席のもと行うことといたしました。出発式のパレードの日程、コースは今年度市議会議員の選挙と重なることとなりますので、この部分は事務局に一任しております。日程については今後発表されると思いますので、委員皆さん方の絶大なるご協力をお願いしたいと思います。以上、第2回農地専門委員会で協議した内容について報告を終わります。</p> <p>ただいまの報告に関し、質疑ありませんか。 （「なし」の声あり） なしとの声がありますので、質疑なしと認め質疑を終結します。農地専門委員のみなさんご苦勞様でした。</p>
<p>議 長 25番委員</p>	<p>次ぎに報告第4号女性農業委員業務検討会の協議事項について、白金英子委員、佐々木恵美子委員から報告があります。</p> <p>はい、25番白金英子です。第1回女性農業委員業務検討会の協議事項について報告させていただきます。昨年度私たち女性農業委員は、学校給食センターとの意見交換や学童農園活動支援、農家の後継者問題などについて協議し活動を実践しました。今年度さらに充実していくためにどのような取り組みができるか検討するため、平成26年6月13日に第1回女性農業委員業務検討会を開催し、今年度の活動方針を決めましたので報告いたします。ひとつ、菜の花のピーアールに関すること。農業委員による遊休のうち解消事業で菜の花の作付が拡大されています。特にも同僚委員が今期刈り取る菜の花から、菜種油の搾取に取り組むという、搾油に取り組むと聞いておりますので、産直連絡協議会や農林水産振興大会の場において、菜種油のピーアールに努めます。ふたつめ、食育に関すること。前段で報告のとおり菜種油が搾油されますので、食育活動の一環として子ども達に食べさせたい学校給食メニューへのレシピ提案など菜の花や菜種油を使ったレシピを提案する計画です。また、学校農園や子ども農園などへの活動支援において地域や学校への働きかけを進め、実施地区や作付作物の検討を行います。みつつめですが、農業後継者に関しましては、佐々木恵美子委員より報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。10番佐々木恵美子です。農業後継者に関することにつきまして、担当地区内の農家から後継者への嫁、婿の紹介をして欲しいという要望がありましたので、昨年度は各委員のご協力の下、情報を集めることができました。今年度は、この情報を基に対象者に対し、農業委員として具体的な働きかけ、仲人のような立場を進めていきたいと考えています。また、独身男女の出会いの場の創出事業の担当は、市産業振興部商工観光課ですので、事業担当課と意見交換などを考えたいと、行いたいと考えております。以上で報告を終わります。</p> <p>ただいまの報告に関し質疑ございませんか。 （「なし」の声あり）</p>

	<p>質疑がないようでございますので質疑を終結します。 女性農業委員の方にはたいへんご苦勞をおかけいたしました。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>【議事日程】 それでは、議案審議に入ります。</p>
議 長	<p>【日程第1】 日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人、並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に30番濱田平八郎委員、1番阿部正嗣委員、会議書記に、事務局阿部隆宏君を指名いたします。</p>
議 長	<p>【日程第2】 日程第2、議案第20号新農業委員の議席についてを上程いたします。事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局 長	<p>はい。議長。議案第20号についてご説明いたします。議案書の4ページでございます。農業委員会等に関する法律第12条第1項第1号に基づく農業協同組合からの選任委員について、当該団体の理事の改選等により新たに選任されました菅原一雄委員の議席を決定する必要が生じたので、遠野市農業委員会会議規則第8条3項の規定である補欠委員の議席は前任者の議席とするに基づき、前任である菊池一勇委員の20番とすることで、決定をしようとするものでございます。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は、原案のとおり決しました。</p>
	<p>【日程第3】 日程第3、議案第21号専門委員会委員の互選についてを上程いたします。互選の方法につきましては、地方自治法第118条第3項の規定により、指名推薦によりたいと思います。これにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は、指名推薦によることと決しました。お諮りいたします。指名の方法については、当職において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって、当職において指名することと決しました。遠野市農業委員会会議規則第7条の規定の基づき、欠員となっている農政専門委員会の委員に20番菅原一雄委員を指名することといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって、指名した菅原一雄委員を農政専門委員会の委員に決しました。</p>
議 長	<p>【日程第4】 日程第4、議案第22号地区担当についてを上程いたします。事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局 長	<p>はい。議長。 議案第3号について、ご説明いたします。議案書6ページから7ページにその概要を</p>

	<p>農地も取得ということになりました。現況は草地です。この場所は。場所的には■■■■■に向かうかなり奥のほうの場所ですけれども自宅脇の■■■■■です。今現在除染作業に入ってまして、ちょうど除草剤をはったばかりです。起してみるとかなり石が出るということで除染作業が終わってから本格的な自分達の農地としての利用をすすめたということで今年度は半分くらいしかやれないだろうという予想のようです。環境的には何ら問題ないことを確認して来ました。以上です。</p>
議 長	<p>はい。次に●●町担当委員お願いします。</p>
8 番 委 員	<p>8番佐々木です。当日事務局1名、委員2名で現地確認してきました。■■■■■さんのところは耕作者2名となっておりますけれども2年後3年後には息子さんが戻ってきて一緒に農業やるってことになっています。9番の■■■さんですけれども隣接しているところなのでちょっと値段高いかなと思ったんですけどもお互いの話し合いで決めたことなので何ら問題がなかったことを確認しました。以上です。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明を終了し、質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>
1 8 番 委 員	<p>18番太田代です。教えてください。1番の●●町の●地割ほどの辺なのかわかりませんが、ここには路線価があると思うんですがいくらになっているのですか。</p>
議 長	<p>はい。</p>
1 8 番 委 員	<p>それが基準になると思う。町場だったら。田舎には路線価はないわけで。そのへんはどうですか。</p>
議 長	<p>事務局答弁願います。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。●●町につきましては確かに路線価の区域と路線価でない区域がございます。確かに宅地批准という形の計算をする部分が存在していると思っております。ですが、たいへん申し訳ございません。この区域が路線価かどうかというのは、この区域について路線価は基準になると参考基準になりますけれども必ずしもその部分が畑の計算とか農地の計算のほうに反映しているかということと違う場合もございますので、この場ではこの結論はすみませんがお答えをできませんのでご了承をお願いしたいと思います。</p>
1 8 番 委 員	<p>農地の場合、いきなり高かったり安かったりすると、どこが基準で決めているのか、私も聞かれるが答えようがない。そういうのがあれば参考はこれだよ。ただ、相互にやりとりがあるだろうからあまりはみ出さないようにというアドバイスができると思う。ところが、何も基準がないと倍以上したとかそういう比較されても困る。というのがみなさんもあるのではないかと思う。</p>
議 長	<p>それについて担当委員から何かありませんか。</p>
2 9 番 委 員	<p>実は、●●●●さんと●●●●さんは兄弟です。姉が働けなくなったので弟にあげてもいいという話でしたが、ただでもないでしょう。ということで内輪で決まったことです。これが路線価かどうかということについては全くあてはまりません。事情があったので単価については安いとか高いとか話していません。</p>
議 長	<p>太田代委員内容が、そのようでありますのでご了承いただけますか。</p>
1 8 番 委 員	<p>はい。</p>

議 長	<p>他にはございませんか。 (「なし」の声あり)</p> <p>それでは質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第25号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって議案第25号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第8】</p> <p>日程第8議案第26号遠野市農地移動適正あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名についてを事務局に説明をいたさせます。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。議案第26号遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名についてでございます。農地の権利異動について下記のとおりあっせんの申出があったので遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第10条の規定により、あっせん委員の指名について、意見を求めるものでございます。</p> <p>1番、あっせん委員は●●●●委員、●●●●委員。所在地は●●町2筆3,848平方メートル。</p> <p>2番、あっせん委員は●●●●委員、●●●●委員。所在地は●●町2筆2,004平方メートルでございます。</p> <p>申出人につきましては、●●●●から出ているものでございます。以上よろしく願いをいたします。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第26号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって議案第26号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第9】</p> <p>日程第9議案第27号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。議案第27号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてでございます。</p> <p>1番、●●町1筆487平方メートル。申請人●●町●●●●。一般住宅の建築です。本申請は、現住宅が老朽化したので新たに一般個人住宅1棟を建築するものです。申請地は●●●●から約250メートルに位置するため第3種農地と判断いたしました。第3種農地は転用許可し得ることから転用に問題はないものと考えます。以上よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。●●町担当委員お願いします。</p>
18番委員	<p>はい。●●と●●の間にありまして、今申請している土地以外に周囲には農地がない。崖に立っているような家で非常に困ると言うのでいったん奥に引き面積的にはあるが建築部分だけわけても残りは使用ができない状態であるため、全体を使用して駐車場も整備することとしたもので現地を3人で確認しましたが駐車スペースを作らないと家族が増えると言うことです。よろしく願いします。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございました。現地確認調査の結果及び補足の説明を終了します。質疑に入ります。質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)</p>

	取等が盛んにおこなわれておりまして、何ら影響もなく現状を確認してきました。以上です。
議 長	はい。ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明を終了し質疑に入ります。質疑ありませんか。
1 4 番 委 員	14番菊池です。2番の案件の黒土採取ですけれども、もとの事業はいくらの土を必要としていて、今回の採取でいくらの量を採る予定なんでしょうか。
議 長	事務局答弁願います。
事 務 局	はい。議長。採取する量につきましては、1,800立米という予定になってございます。なお、工事に係る全体の量につきましては、書類での確認はできておりません。
議 長	よろしいですか。
1 4 番 委 員	はい。
議 長	他に質問ありませんか。 （「なし」の声あり） ないようでございますので、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。議案28号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声） ご異議なしと認めます。よって議案第28号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第11】 日程第11議案第29号農地等の適用外証明願に対する可否決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。
事 務 局	はい。議長。議案第29号農地等の適用外証明願に対する可否決定についてでございます。 1番、●●町1筆223平方メートル。申請人、●●市、●●●●。利用状況につきましては、昭和●年に農家住宅を建築して利用されております。利用の状況及び手続きを怠っていた理由につきましては、農地法の手続きを知らなかったためということでございます。以上、よろしく願いいたします。
議 長	説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。●●町担当委員お願いします。
1 番 委 員	1番阿部です。場所は、■■■■の■■■■■■■■■■■■■■■■■■の向かい側になります。測量して杭が打ってありまして、確かに家の中を歩いて畑があるということが確認できまして、現状は家が建って年数が経っていることを確認しましたし、何ら問題がないと見て参りました。以上です。
議 長	はい。ありがとうございました。現地確認調査の結果及び補足の説明を終了し、質疑に入ります。質疑ありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認め質疑を終結します。 お諮りいたします。議案第29号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声） ご異議なしと認めます。よって議案第29号は原案のとおり「可」と決しました。

議 長	<p>【日程第12】 日程第12議案第30号農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。議案第30号農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてでございます。</p> <p>1番、申請人、●●●、●●●●。●●町2筆3,636平方メートル。 許可の変更理由でございますが、■で■■■■■■■■を建築する計画でございましたが、■■■■■■■■と協議した結果、転用事業計画地の一部を承継し■■■■■■■■が■■を建築することとなり■■■■■■■■■■を2棟から1棟に変更するものでございます。</p> <p>2番、事業者、●●●、●●●●。承継者、●●●、●●●●。●●町2筆3,636平方メートル。1番の事業の承継でございます。承継者は、事業計画は店舗1棟、駐車場とのもので。用水は上水道、雑排水につきましては公共下水道に接続、雨水は側溝で処理するとのことでございます。</p> <p>3番、申請人事業者、●●町、●●●●。承継者、●●町、●●●●。●●町2筆392平方メートル。事業者は子の住宅を建築する計画でございましたが、結婚し市外に居住したため、建築の必要がなくなったので転用事業を承継するとのことでございます。</p> <p>4番、申請人事業者、●●町、●●●●。承継者、●●町、●●●●。●●町1筆304平方メートル。事業者は自己の住宅を建築する計画でしたが、母が高齢となり実家に同居するため建築の必要がなくなったので転用事業を承継するとのことでございます。</p> <p>3番4番は区画として連続しており、用地造成が行われて現況地目は宅地となっております。承継者の■■■■は一般住宅1棟を建築するものでございます。用水は上水道、雑排水につきましては浄化槽を設置し処理。雨水につきましては、浸透枡を設置して処理することとなっております。以上よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。ただいまの説明に関連して担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。●●町担当委員お願いします。</p>
7 番 委 員	<p>7番白岩でございます。1番、2番となりますが、先ほど事務局が説明したとおり、■■を■■する予定の場所ですので、何ら問題がないというように確認をいたしました。■■■■の正面に向かって右側の方の空いている場所ということになります。以上でございます。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございました。現地確認結果及び補足の説明を終了し質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>
1 8 番 委 員	<p>18番太田代です。■■■■ですが■年前のことですが、建てる時にかなり論議した経緯があります。■■■■■■■■■■という考え方をされていて、全てが決まっていないという段階で承認した経緯があります。何年以内に完了するということはなかったでしょうか。随時このように変更をされたのでは、どう考えればいいのか。</p>
議 長	<p>事務局答弁願います。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。たいへん申し訳ございませんが、何年以内ということについてでございますけれども。当初の許可年月日につきましては平成●年●月●日出ております。</p>
1 8 番 委 員	<p>事業完了予定はいつになっていますか。</p>
議 長	<p>完了予定年月日は、いつになっているかということです。ただいま調べております。少々お待ちください。</p>
事 務 局	<p>一番最初に認可を受けた計画の部分につきましては、平成●年の●月から工事をいた</p>

	<p>ここに平成●年に農地を宅地にして分譲しておりました。長男の方は来ないということで、長女の方は、お母さんと一緒に同居するというので事業がいないということで承継者を探していた状態です。すぐにでも工事に入れる現況は宅地となっております。場所は、●●●●●の斜め向かいあたりに住宅地ということで農地ではなくなっている住宅地です。確認して参りました。</p>
事務局	はい。議長。
議長	事務局どうぞ。
事務局	●●の工事でございますが、●月●日から着工の予定でございます、●●予定につきましては、平成●年●月●日という予定で出ております。以上でございます。
議長	よろしいですか。
10番委員	わかりました。
議長	<p>他には質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認め質疑を終結します。 お諮りいたします。議案第30号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) ご異議なしと認めます。よって議案第30号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	以上で本日の議事日程は終了いたしました。
議長	<p>【協議】 次に協議第1号遠野市農業委員会組織検討委員会についてを協議いたします。事務局に説明いたさせます。</p>
事務局長	<p>はい。議長。お手元に1枚ものがございます。遠野市農業委員会組織検討委員会についてという資料をお配りしてございます。まずもちまして平成23年1月25日におきまして遠野市農業委員会組織検討委員会を設置してございます。設置につきましては検討委員会設置要綱を制定いたしまして委員会を立ち上げたところでございます。検討委員会については、平成23年の2月から7月の間に6回程開催をされまして、そのなかでは遠野市年金協議会の存続の有無、選挙委員の定数及び総会制の導入ということを協議をして参りまして遠野市農業委員会に報告をしたということでございます。その結果、遠野市農業委員会におきましては農業者年金協議会の廃止、選挙委員の定数を26名から22名に削減、総会制の導入を実現したところでございます。今回、平成27年2月でございますが、委員選挙を控えまして確定された選挙人名簿を基本としながら、または、今日の農業情勢を鑑みながら選挙区の定数の変更などが必要となるという判断の元に検討委員会を開催の上、検討を行っていくという部分で、ご協議を申し上げるということでございます。前回、組織検討委員会を立ち上げる際は設置要綱からの協議ということでございましたので、議案の形で取りあつかわせていただきましたが、今回は設置要綱に基づく検討委員が設定されているということでございますので、この検討委員会の運営について、この場でご協議をお願いしたいというものでございます。まずひとつについて検討委員について、設置要綱第3条に基づき10名をもって組織し各町から1名とするが宮守町にあっては2名とするという条項がございますので、検討委員は選挙区、町から選任をいただきたいと思います。選任にあたりましては、団体推薦人を除く選挙区選出選挙の委員さん方で協議していただきまして、各町ごとに選出していただきたいというものでございます。裏面でございます。検討委員の選任でございますけれども、本来であれば、この場ということも考えましたが前回委員を選任する際も休憩をとって選任を</p>

	<p>していただいた経緯もございますけれども本日の協議案件は、この後も予定が入っております。本日、宮守地区選出の委員さんが2名欠席してございまして、この場で決めるのは難しいかというようなこととございますので7月4日までに事務局まで報告をお願いしたいということでございます。総会終了後に若干時間がございまして、その場で決めていただいて報告していただいてもよろしいのでよろしくお願ひしたいということでございます。また、検討委員会での協議内容につきましては、農業委員会の委員定数についての協議を行っていくと。今後の日程につきましては7月中旬に第1回検討委員会を開催する予定としておりまして8月上旬、8月下旬ということで今回の検討委員会を予定しております。この検討委員会におきまして委員定数を協議いただきまして仮に変更がある場合は条例改正の部分がございまして。条例改正については、2月の選挙ですので12月の議会の予定をしてございまして、その際には9月下旬までには定数を固めなければならないということでございまして、検討終了時期は遅くとも9月下旬に結論をだしたいということでございまして、よろしくお願ひいたします。以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございせんか。</p>
事 務 局 長	<p>議長。説明不足がございました。検討委員会はこのような形で開催していきたいということで委員さんにつきましては、7月4日までに選出して事務局まで報告をお願いしたいということでございまして、本日はこのような流れで検討委員会の開催をしていきたいということについて協議していただければと思います。</p>
議 長	<p>以上のことについての質疑です。よろしいですか。 「なし」の声あり はい。質疑なしと認め質疑を終結します。協議第1号遠野市農業委員会組織検討委員会については、提案のとおりとすることといたします。 次に協議第2号平成26年度農地の日の取り組みについてを協議いたします。事務局に説明をいただきます。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。協議第2号といたしまして、平成26年度農地の日の取り組みについてでございます。資料につきましては、カラー刷りのものになりますが、下のほうに2ページとなっているものでございます。6月13日の農地専門委員会でご協議をいただいた内容の一部となります。昭和27年7月15日に農地法が制定されて60年が経ったということで平成25年7月15日を農地の日ということで岩手県農業会議が定めてございまして。この日を中心に1委員会1企画、ワンチャレンジということで創意を凝らした活動をして農業委員会の活動の見える化を実施をしていこうというものがございまして、それに対する取り組みとなります。今回、報告でもございましたけれども遠野市農業委員会では菜種の一斉刈取を行う。去年と同様になりますけれども決定をさせていただいておりますので、確認のご協議をお願いをしたいと思います。作業の判断、管理徹底ということで記載をさせていただいておりますが、この事業を導入してやった部分については契約上5年間管理することとなっておりますので、その管理する方に指導をお願いしたいということでございまして。それから2番の農地の日広報周知ということで、7月15日作業を行う場合に農地の日のノボリを立てて作業をしていただきたいというものでございまして。なお、資料には載ってございせんけれども青笹地区の奥寺委員さんのところの菜の花におかれまして、今年度搾油を行うということでございまして。搾油にあたっての作業の中で乾燥という部分が困難であるということがございまして、より多くの皆様のご協力をいただきまして乾燥までの作業を行いたいという部分がございまして。可能でしたら7月15日に再度調整してご案内いたしますので委員皆様のご協力を得ながら刈取作業と乾燥作業を行いたいので、あわせてご協議をお願いしたいと思います。以上、よろしくお願ひいたします。</p>
事 務 局 長	<p>議長。補足説明をさせていただきます。</p>

議 長	はい。どうぞ。
事 務 局 長	<p>補足説明を行いたいと思います。村上係長のほうから説明がありましたけれども後段のほうでございます。青笹地区の奥寺晴夫さんの菜の花を乾燥手伝いの部分でございますけれども菜の花につきましては、耕作放棄地対策とうことで推進活動を続けているものでございまして、今後におきましては菜の花を収穫して搾油して、商品としてピーアールしていくところを市のほうと検討する予定にしております。6次産業推進本部が出来上がりましたので、市の6次産業と併せて進めていきたいと考えております。まず、第一歩といたしまして、アスト事業を活用して収穫から搾油、加工まで今年度実証試験ということでアスト事業にもっていきとうことでございます。準備は進めているところでございますが、乾燥機がなかなかないということで、それではどうするかとういハウスの中で干して乾燥する手段しかないといった部分を受けまして、作業について是非7月15日の農地の日に皆さんで刈取作業し、その後に乾燥のご協力をいただければとうことでございますので、ご理解のうえご協力をお願いできればとうことでございます。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 （「なし」の声あり）</p> <p>はい。質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第2号平成26年度農地の日の取り組みについて提案のとおりとすることといたします。</p>
議 長	<p>【その他】</p> <p>その他、委員の皆様から何かございませんか。</p>
1 1 番 委 員	<p>11番菊池です。去年の秋から体調を崩しまして長い間ご無沙汰してしまいましたが、互助会から過分なお見舞いをいただきまして、ありがとうございます。少しずつ鳴らしていきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>はい。それでは、事務局からはありませんか。</p>
事 務 局 長	<p>はい。議長。その他の部分をお借りいたしまして、今既に皆さんご存知だと思ひますが、国の規制改革会議農業ワーキンググループが執り行っている農業改革に対する意見について、農業委員会制度組織改革の対応とうことで現在与党内で議論が進められておりまして、その農業改革案について大詰めを迎えているとう新聞報道やさまざまな部分で報道されているところでございます。ご承知のとおり選挙制度の廃止でありますとか都道府県農業会議、全国農業会議などの廃止など、本当に農業の現場の実態を理解しているのか疑問であり、これまでの様々な農業政策の推進に全く逆行している。地域の信頼を受けがらっている農業委員さんの気持ちを削ぐ理解し難い内容であるとうところでありまして。これについては、全国農業会議所と県農業会議が中心となりながら国の要請行動が今盛んに行われているところでございますけれども先ほど報告事項でも申し上げましたが、全国農業委員会会長大会でこの意見に対して反論していくと要請することが決議されまして国に要請されたわけでございます。また、県の農業会議でも過日、県、県議会議長に要請されたところでございます。当市でも6月定例議会で小松大成議員から一般質問が出されまして会長のほうからは反対であるとう旨答弁をしているところでございます。当農業委員会では耕作放棄地対策に委員が主体的に取り組みを行っておりますし、また、市が作成した地域農業マスタープランの作成見直しにも積極的に参画しているなど地域農業振興のけん引の役割を十分果たしております。そのなかで見直しと非常に賛成しがたい反対の立場から今後に向けての国の要請行動をとおしてもお願ひしていく必要があると考えております。単独ではなく全国農業会議所と県農業会議そして県内市町村農業委員会と一体となりながら取り組みを進めていく必要があるとうことで7月8日に会長が出席する緊急市町村農業委員会会長会議が開催されその場において、今後の要請行動スケジュールが具体的に示されることを予想されております。それを受けて当委員会でも農政専門委員会を中心として当農業委員会としてどのよ</p>

	<p>うに要請行動に参画していくか、単独としてどのようにできるか、例えば市と県の要望はどうかなどを県の農業会議と連携しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。事務局。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>村上です。3点ございます。過去の総会におきまして保留とさせていただいた部分でございます。1点目、農振農用地から除外に関する意見を求められた場合につきましての現地確認についてでございます。農振農用地の除外の案件で農地専門委員会で現地確認をする場合につきましては、最初に農地専門委員会での現地確認を行うということで、その土地に関する転用の申請が行われたときに地区担当委員で現地確認を行うと確認したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。実例といたしましては、5月19日に地区担当委員で現地確認を行い21日に農地専門委員会による現地確認を行ったということで近い時期に地区の委員さんにおかれましては2回現地確認を行ったということがございましたので、農地専門委員会1回ということにしたいと思っております。2点目でございます。5条申請に関する雨水排水の処理の方式でございます。自然浸透ということでご説明を申し上げたことがございましたが、建築基準の取扱いをしております都市計画課に確認をしたところ、自然浸透ということはないということでございまして、浸透枘の設置若しくは道路側溝等への放流という形がございまして、この二つの方式を併用する場合もあるということでございましたので、今後説明をする場合に気をつけて説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。三番目といたしまして、転用後の不具合ということでございますが、●●の例でございました。5条申請で一般住宅の建築が行われた場所でございます。4メートル道路と2.5メートルの赤線につきまして、T字に交わる所に過去に5条申請で建築が行われたという部分がありました。その建築に当たって、擁壁等が組まれ、赤線に農業用機械が侵入出来なくなってT字になったという部分があり、苦情ということで議員さんが見つけられたという部分がございます。事務局で5条の転用申請を受ける場合につきまして、用地の造成の転移、高さ等についての資料が今までは無かったという部分があり、出来る限り聞き取り等で確認をしていきたいという部分がございます。現在確認している部分につきましては、現地責任、建物が出来た際に日照に影響がないか、通風に影響がないか、若しくは生活排水が不適當に流れ出るのではないかと、雨水により土砂の崩壊がないかというところを判断していくところですが、今後気を付けて受付の際にも行いたいと思っております。そういった観点で、今後の現地確認においては造成に係る視点についても確認の際にご覧いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上3点でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に事務局</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい、議長</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、私の方からも3点あります。平成26年度東北・北海道農業活性化フォーラム開催要領ということで、表裏印刷しているものがございます。このフォーラムは、東北6県・北海道の農業会議が主催しております。今回は岩手県盛岡市が会場となって8月28日開催となっております。折しも農政改革・農業委員の制度改革等、時代が変化しておりますので遠野の農業委員会と致しましては、この研修に農業委員会の研修会ということで全員ご参加していただくよう企画してまいりますので、日程を押さえていただきたいと思っております。次に様式3、農業委員の方々の活動記録及び提出チェック表というものがございます。これは活動記録カードの提出状況でございます。毎翌月の10日までに提出ということでお願ひしておりますが、4月分・5月分がまだ出ていない方がいらっしゃいますのでよろしくお願ひいたします。なお、これは四半期ごとに報告を求められておりますので、忘れずに提出をお願いいたします。25年度分につきましては、皆様提出完了されておりますのでご報告申し上げます。そして最後、消費税に関する調査を</p>

	<p>行っています表裏の資料がございます。農林水産省からの依頼で、消費税の転嫁を違法に行っている場合の調査票がございます。農業委員会事務局でも預かっておりますが、もし分からない・困っている場合は相談窓口をご紹介していただければと思います。以上、説明を終わらせていただきたいと思います。</p>
議 長	他に質問ありますか
委 員	はい。
議 長	どうぞ。
14番委員	さっきの現地確認の説明について質問したいと思います。今回●●で赤線上に擁壁が建ち、農業用機械で奥の農地に行く際に障害となった事案について、今後事務局である程度チェックをするという考え方が示されましたが、チェックをした際に今回の事案の様なことがあった場合改線を求められるのでしょうか。
議 長	はい、事務局。
農地係長	はい。原則的には所有権のある土地についての利用という形になりますので、所有者の意思に基づく部分があるかと思います。ただし、農地の入り口だという部分等がありますので、たとえば一定以上の高さがあり農作業機械が入れないといった場合については私道改線という部分には当たらないとは思いますが、事業者との協議があってもよいのではないかと捉えての回答でございました。ですので、例えば1mの擁壁を建てられと困るといった事案では指導は出来ないと捉えております。
14番委員	はい。強制力の無いチェックだけをするという問題になると思いますが、お互いの協力ということですので、違法な農機具の使用などを行っている農家もいると思われれます。そういった点に関して啓蒙活動など、農家自身の意識も直していく必要があるのではないしょうか。もちろん農家側にとっては現状通り行ってもらうのが一番だとは思いますが、一方だけを指導するのではなく、両方に改善を求めていくような活動も今後必要になるのではないのでしょうか。
事務局長	はい。議長。
議 長	はい、事務局長。
事務局長	そういった事が考えられる場合には、当事者間等に周知はしていきたいと思います。考えておきます。
議 長	他には。
29番委員	25号議案ついて、さきほどの資料についてお詫びいたします。
7番委員	いや、違う。そうじゃなくて、私が言ってるのは記載のことについてだ。先ほど太田代君からも話が出ましたが、3条申請では金額がありますが議案28号（5条申請）のところでは売買となっているところでは金額が記載されていないんですよ。今後ともこういう形でいくのか、記載されない理由は何なのかということを知りたいんですよ。太田代君も仕事上考えたときにある程度の目安として金額を知りたいと言ったんじゃないのかと。いや、もう終結したことですけど、今後のために起案します。
議 長	分かりました。これはもうすでに協議が済んでおりますので、要望書という形で受け取って頂いてあとで報告という形でもよろしいですか。はい、それでは他にないですね？それでは以上をもちまして、第63回遠野市農業委員会総会を閉会致します。なお、この後農地中間管理事業の説明会がありますので、10分後、午後4時30分からになりますの

で、お集まりいただきたいと思います。

(午後 4 時20分 閉会)

署 名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 30 番 _____

同 1 番 _____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____

--	--

1